



二版：令和5年8月8日

令和5年度
大津市電子割引券発行による
中小・小規模企業者応援事業

「おおつ割」

参加店 募集要項

<募集期間>

令和5年8月16日～令和5年9月10日

大津市

目次

1	事業目的	2
2	事業の概要	3
3	対象となる業種・店舗	4
4	事業者（店舗）の参加資格	4
5	おおつ割の利用方法について	7
6	おおつ割の利用対象とならないもの	7
7	参加店の責務	8
8	登録申請手順	8
9	換金手続き	9
10	不正利用・登録取消し	10
11	その他	10
12	問い合わせ先	10

1 事業目的

大津市内の対象店舗（小売業・サービス業（飲食業を除く））で利用できる食料品、日用品、生活サービス等向けの電子割引券を発行することにより、市内消費を喚起し、長期化する原油価格及び原材料費の高騰等の影響を受けている市内の中小・小規模企業者及び消費者を支援します。

◆大津市における事業者支援事業及び経済情勢について◆

大津市においては、これまでコロナ禍における外出制限・行動制限時の令和3年度及び令和4年度にキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、飲食業を中心に事業者支援を実施してまいりましたが、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行したことにより、社会経済活動の正常化が進み、外出自粛や施設の利用制限等が解除され、宿泊業や飲食サービス業は景況の回復傾向にあります。

総務省の家計調査報告においては、宿泊業や飲食サービス業は回復基調が見込まれる一方で、小売業やその他サービス業は物価上昇による食料品や日用品・生活サービス等の買い控えや利用控えが続くことで景況回復が遅れる恐れがあるとされています。さらに総務省の家計調査報告におけるエンゲル係数では、勤労者世帯が実質22.9%であることに対し、無職世帯は実質28.3%となっており、物価上昇は低所得者層に大きく影響を及ぼすことから、限られた予算の中で市内事業者を支援するにあたっては、生活を営むための食料や食料品や日用品、生活サービスに焦点を当て、これらを安価で購入できるような支援を今回実施いたします。

（本事業実施の財源である令和5年度6月補正予算の市議会議決時点）

2 事業の概要

- (1) 事業名称 : 大津市電子割引券発行による中小・小規模企業者応援事業
(2) キャンペーン名称 : おおつ割
(3) 割引券の名称 : おおつ割
(4) 割引券の種類 : 電子割引券
(5) 利用期間 : 令和5年9月25日(月)～令和5年11月5日(日)

ターム	発行・利用期間
第1ターム	9月25日(月)～10月8日(日)
第2ターム	10月9日(月)～10月22日(日)
第3ターム	10月23日(月)～11月5日(日)
第4ターム	11月6日(月)～11月19日(日)

※1ターム2週間とし、第3タームまで実施する予定です。

※利用期間中であっても予算上限に達し次第、終了します

※予算の執行状況によって、第4ターム(最長11月19日(日))を実施します。

(6) 割引券発行金額(割引区分)

利用額	割引額
1,000円～1,999円	300円
2,000円～2,999円	600円
3,000円～3,999円	900円
4,000円以上	1,200円

※ターム(2週間)毎に割引券を1人1回取得でき、割引券を取得したタームの期間中に上記表のいずれかの割引区分で1回利用できます。

- (7) 割引券発行総額 : 4億100万円(予定)
(8) 利用対象者 : 制限なし(大津市民以外の利用も可能)
(9) 割引券取得方法 : 「おおつ割」専用LINE公式アカウントより、割引券を取得
(10) 利用可能店舗 : 参加店(市内の小売業・サービス業(飲食業を除く)の店舗)

3 対象となる業種・店舗

市内の小売業・サービス業（飲食業を除く）の店舗が対象となります。

（対象となる業種例）

【小売業】菓子・デザート・パン/飲食料品（デリバリー専門店を含む）/酒類/精肉/生花/スーパーマーケット・ショッピングセンター/衣料・身の回り品/生活雑貨/家具・家電/ホームセンター/書籍・文房具/おもちゃ・ベビー・子ども用品/自動車・自転車/化粧品・医薬品/工芸品/楽器/時計・眼鏡・補聴器/ガソリンスタンド/コンビニエンスストア/その他小売業

【サービス業】銭湯・温浴施設/娯楽施設・スポーツ施設/理容・美容/マッサージ・リラクゼーション/クリーニング/体験教室/タクシー・自動車運転代行/その他サービス業

※市外にも店舗を有している場合、市内の店舗に限り「おおつ割」を利用可能とすることが出来ることを条件とします。

※宿泊客以外の来客が想定される宿泊施設内の小売店については対象となります。

※主たる事業が日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の「68 不動産取引業」、「69 不動産賃貸業・管理業」、「72 専門サービス業」、「75 宿泊業」、「76 飲食店」、「79 その他の生活関連サービス業-791 旅行業・旅行業者代理業」に該当する店舗は対象外となります。

4 事業者（店舗）の参加資格

本事業に参加できる事業者（店舗）は、大津市内で店舗を運営する中小企業・小規模企業者等で、大津市内の店舗に限り「おおつ割」を利用可能とすることが出来る小売業・サービス業（飲食業を除く）を営む事業者。

※電子割引券の利用は、大津市内の小売業・サービス業（飲食業を除く）の店舗に限ります。

✓ 中小企業・小規模企業者等とは

中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等市内において事業を行う者で、下表（★中小企業基本法に定める中小企業者（小売業・サービス業））に準じ、各要件を満たす者であること

✓ 飲食店の取扱について

店舗に飲食可能なテーブルを設置している場合は、本事業においては「飲食店」とみなし、参加店舗の対象外とします。

ただし、「飲食料品を持ち帰る状態で販売すること又は配達することを目的としている店舗（スーパー、コンビニエンスストア、宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店等。移動販売店舗を除く）」及び「飲食以外の小売商品等を提供している店舗で、飲食エリアと小売商品等のエリアが分かれており、それぞれの専用レジにより、小売商品等の決済部分が明確に区分できる店舗。（ただし、小売商品等の部分のみ、割引券の対象とする。）」に限り、参加店舗の対象とします。

✓ 次の事業者に掲げる事業者は参加登録の対象外です。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する中小企業者（いわゆる「みなし大企業」）
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - ⑥ 本登録申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている事業者
- (3) 国および地方公共団体の施設を管理・運営する事業者
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (5) “6 おおつ割の利用対象とならないもの”に記載されている各号の商品やサービスのみを取り扱う事業者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (7) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用してしている事業者
- (8) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- (10) その他、本事業の目的に照らして、不相当と大津市が判断する事業者

★中小企業基本法に定める中小企業者（小売業・サービス業）

業種	①または②のいずれかを満たす場合	
	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する従業員数
小売業	5,000万円以下の会社	50人以下の会社及び個人
サービス業	5,000万円以下の会社	100人以下の会社及び個人

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- A) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- B) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- C) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

つまり、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下」又は、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下」の場合は、「(c-2)」いわゆるパートタイム労働者に該当し、常時使用する従業員数に含めないものとします。

5 おおつ割の利用方法について

利用者は、以下の手順で「おおつ割」に参加いただけます。

- (1) 「おおつ割」LINE 公式アカウントに友だち追加する。
- (2) LINE の「おおつ割」LINE 公式アカウントから、「おおつ割」専用ページで利用登録を行う（初回のみ）
※1 アカウントにつき1 登録となります
- (3) 「おおつ割」専用ページから割引券を事前に取得する
- (4) 参加店で会計時、レジ付近に設置された QR コードを読み取り、割引券を利用する

※ターム（2 週間）ごとに1 回割引券を取得、利用することができます

※取得した割引券の有効期限は、利用の有無に関わらず、取得したタームの最終日の 23：59 までとなります。（各タームの初日に割引券が配信され、取得可能となります。）

※他の割引券、クーポンとの併用は可能です。（おおつ割は、他の割引やクーポンの適用後の利用となります。）

6 おおつ割の利用対象とならないもの

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- (2) 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等）
- (3) 国税、地方税等の公租公課
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
- (5) プレミアム分が加算されている回数券
- (6) 現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払
- (7) 買掛金、未払金等の支払
- (8) たばこ（電子たばこを含む）
- (9) スポーツジム、文化教室等の月謝
- (10) 宿泊を伴う旅行代金
- (11) 保険診療
- (12) インターネット販売等、実店舗外での決済
※ネット通販で購入した商品をコンビニ決済する場合も対象外となります。
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払
- (14) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (15) その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、割引券利用対象として大津市が適当と認めないもの

7 参加店の責務

- (1) 本募集要項、事務局が別途提供する参加店マニュアル等に基づき、「おおつ割」による割引後の金銭と引き換えに商品・サービス等の提供を行うこと。その際は、利用者の端末画面においておおつ割の割引が完了していることを確認すること。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 利用対象外のもの（「6 おおつ割の利用対象とならないもの」参照）の取引を行わないこと。
- (3) 参加登録完了後にお渡しする参加店の販促ツール（ポスター等）を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 取引において、「おおつ割」の利用・対応を拒否しないこと。
- (5) 決済時においては、参加店が QR コード（事務局から参加店ごとに付与するコード）を掲示すること。
- (6) 「おおつ割」を用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (7) 提示された電子割引券に疑義があった場合には、提示者または利用者に対し物・サービス提供を行わないものとし、その事実を直ちに事務局に連絡すること。その他、割引券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- (8) 従事する従業員・関係者に「おおつ割」の利用方法を含め、参加店マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (9) 本キャンペーンの実施について、顧客等への周知に努めること。
- (10) 本事業終了後、「おおつ割」について、事務局よりアンケートへの協力を依頼した場合には、それに応じること。

8 登録申請手順

- (1) 「おおつ割」専用ウェブサイトより、登録申請画面へアクセス

登録申請 URL : <https://otsu-wari.com/>



- (2) 募集要項に記載の内容を理解し、誓約事項に同意の上、登録申請フォームへ必要事項を入力し申請
- (3) 事務局にて申請内容を確認し、参加店として承認した事業者に対して販促ツールを発送

令和5年8月16日（水）から登録申請を受け付けます。

登録申請期間については、以下の通りです。

■登録申請期間：令和5年8月16日（水）から5年9月10日（日）まで

※期間を過ぎても随時申請を受け付けますが、第1ターム利用に間に合わない場合がございます。そのため、できる限り9月10日（日）までに申請してください。

※申請内容に不備がある場合、参加開始時期が遅れることがあります。不備がある場合については事務局より確認連絡をさせていただきます。

※FAXでの申請をご希望の場合は、専用ウェブサイトより申請書をダウンロードの上、下記宛先へご送信ください。ご不明な点がございましたら、「おおつ割」事務局コールセンターまでお電話ください。

※WEB申請日、FAXでの登録申請は、申請書到着日を受付日とします。

【申込先・問い合わせ先】

「おおつ割」事務局

TEL：0570-017002 FAX：077-562-8877 MAIL：otsu_wari@nta.co.jp

(4) 登録料は無料で、新たな機器設備の整備は不要。

(5) スターターキットのお届け

登録が完了した店舗へ、販促ツール等をまとめたスターターキットを順次お届けします。

<同封物>

- ・参加店対応マニュアル 1部
- ・QRコード貼付用用紙 1部
- ・QRコード ※QRコード貼付用用紙に貼り付けてください
- ・店舗掲出用ポスター 2部
- ・店舗掲出用チラシ 2部
- ・店舗掲出用ステッカー 2部
- ・店舗番号案内 1部 ※管理画面「自店舗情報」より店舗番号をご確認の上、ご記入ください。
- ・利用方法案内 1部

■ 令和5年9月15日（金）ごろのお届け

9 換金手続き

- (1) 利用者の割引利用実績は、登録後にお渡しするID・PWを用いて、管理画面から確認可能です。
- (2) 決済手数料、換金手数料等は一切発生しません。
- (3) 振込については、以下のスケジュールを目安に指定の口座へ振込を行います。

	利用期間	振込予定日
第1回	令和5年9月25日（月）～令和5年10月8日（日）	令和5年10月20日（金）
第2回	令和5年10月9日（月）～令和5年10月22日（日）	令和5年11月2日（木）
第3回	令和5年10月23日（月）～令和5年11月5日（日）	令和5年11月17日（金）

※上記の日程は予定の為、変更となる場合があります。

※最終の振込日程および換金方法の詳細は、後日送付する「参加店対応マニュアル」にて必ずご確認ください。

※振込予定日は振込を行う日のため、ご指定口座への入金日とは異なる場合がございます。

10 不正利用・登録取消し

本事業においては、割引券の不正読取・割引金の不正受給等一切の不正な行為は許されません。

万一、以下の(1)～(4)に該当する不正行為があった場合には、参加店からの登録取消および換金に関する債権の履行停止、不正を行った事業所名等(斡旋した者も含む)の積極的公表、法的措置等を行うことがあります。

なお、大津市から調査の協力依頼がある場合、調査に協力しなければなりません。事前予告なしに調査を行うこともあります。(売上帳、レシート、伝票、決算・申告書等の資料の提出を求めることがあります。)

- (1) 偽って対象店舗として登録すること。
- (2) 「おおつ割」の不正利用(自己・架空取引、割引券の不正読取、割引金の不正受給等)を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) その他、事務局が不相当と判断した行為。

11 その他

- (1) 本募集要項に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、大津市がその対応を決定します。
- (2) 参加店の情報(店舗名称、所在地、電話番号等)は、専用ウェブサイト等で広報を行います。
- (3) 予算の状況により、本事業の早期終了、延期等の可能性があることを、予めご了承の上ご登録ください。
- (4) 登録申請の際に取得した店舗情報・個人情報等については、下記以外の目的では利用いたしません。
 - ① 本事業に関すること
 - ② 今後、大津市が同種の事業(消費喚起等)を検討または実施する場合の情報提供やアンケート調査
- (5) 本事業において大津市及び事務局が必要と認める場合は調査を行います。

12 問い合わせ先

「おおつ割」事務局コールセンター

TEL : 0570-017002

FAX : 077-562-8877

MAIL : otsu_wari@nta.co.jp

受付期間 : 令和5年8月16日(水)～令和5年12月27日(水)

受付時間 : 午前9時15分から午後6時00分 (土日祝日は休業)

※但し、9月1日(金)～11月30日(木)の期間は無休となります。

募集要項と下記の宣誓事項の内容について遵守することを誓約し、登録申請フォームより申請下さい。

～電子割引券発行による中小・小規模事業者応援事業 誓約事項～

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者で、別表に準じ、各要件を満たす者に該当する事業者です。
- (2) 次の各号のいずれにも該当する者ではありません。(いわゆる「みなし大企業」ではありません。)
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - ⑥ 本登録申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者
- (3) 参加店募集要項に記載されている内容に同意し、遵守するとともに事務局から配布された参加店対応マニュアルに記載されている方法でお客様に対し、電子割引券利用(割引処理)を行います。
- (4) 商品の販売、またはサービスの提供なく、「おおつ割」の換金を行いません。また、「おおつ割」を利用できない商品・サービスに対して、「おおつ割」の割引対応をしません。
- (5) 「おおつ割」の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (6) 「おおつ割」の取扱いに関して、大津市および事務局から改善要請等があった場合には、それに従います。なお、店舗側において不正な利用が認められる場合や大津市および事務局の指摘に適切に対応しない場合、参加店登録申請書の申請内容に虚偽や本誓約書の誓約内容に違反があった場合には、「おおつ割」の参加店登録を取り消されるとともに既振込額の返還および事業者名の公表を行うことに同意します。
- (7) 「おおつ割」事務局が行う訪問調査に協力します。
- (8) 「おおつ割」の利用期間中は参加店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (9) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用ウェブサイト等に掲載)について同意します。
- (10) 「おおつ割」の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではありません。

- (12) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (13) (12)②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。